

# 季 時 別 電 灯

( 需 給 契 約 条 件 )

平成31年 4 月 1 日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

# 季 時 別 電 灯 目 次

1	適 用 範 囲	1
2	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
3	契 約 容 量	2
4	季節区分および時間帯区分	2
5	料 金	3
6	使用電力量の算定等	6
7	そ の 他	7
附	則	8
別	表	11

## 1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(1) 4（季節区分および時間帯区分）に定めるリビングタイムからナイトタイムまたはデイトタイムからリビングタイムもしくはナイトタイムへの負荷移行が可能な需要であること。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) この需給契約条件実施の際現にこの需給契約条件の適用にかかる供給設備を設置している需要場所で、当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合

(3) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(4) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)、(2)および(3)に該当し、かつ、(4)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## 2 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

## 3 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，電気供給条件別表 7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

また，お客さまの希望により当社の電流制限器等を取り付ける場合は，契約容量は，原則として，電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流(アンペア)または電流制限器等の定格電流(アンペア)}}{1,000} \times 100\text{ボルト}$$

## 4 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ デ イ タ イ ム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ リビングタイム

毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後10時までの時間をいいます。

ハ ナイトタイム

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

## 5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが別表3（8時間通電機器）に定める別表1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）および別表2（オフピーク蓄熱型電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。）（以下「8時間通電機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、(3)によって算定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、電

気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,188円00銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,620円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	291円60銭

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、6（使用電力量の算定等）(2)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、ナイトタイムの使用電力量とみなします。

イ デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	3 6 円 1 1 銭	3 0 円 3 6 銭

ロ リビングタイム

1 キロワット時につき	2 2 円 8 2 銭
-------------	-------------

ハ ナイトタイム

1 キロワット時につき	1 0 円 3 0 銭
-------------	-------------

(3) 8時間通電機器割引額

8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。

8時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	1 5 1 円 2 0 銭
------------------------------	---------------

なお、8時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(3)によって算定された8時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

## 6 使用電力量の算定等

(1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月のデイトタイムの使用電力量とリビングタイムの使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

### (2) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 技術上、経済上やむをえない場合は、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、ナイトタイム以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが8時間通電機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。



## 7 そ の 他

(1) 当社は、電気供給条件20（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお、最低月額料金の日割計算は、電気供給条件20（日割計算）(1)イに準ずるものとし、8時間通電機器割引額の日割計算は、別表4（8時間通電機器割引額の日割計算の基本算式）によるものいたします。また、8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額は、日割計算をいたします。

(2) ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、電気供給条件48（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものいたします。

(3) 当社の電流制限器等を取り付ける場合は、次のとおりいたします。

イ 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

ロ 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

ハ お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。

(4) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものいたします。

# 附 則

## 1 この需給契約条件の実施期日

この需給契約条件は、平成31年4月1日から実施いたします。

## 2 契約容量の算定にかかる特別措置

お客さまが契約負荷設備により契約容量を定めることを希望される場合は、契約容量は、3（契約容量）にかかわらず、当面の間、次により算定された値といたします。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給条件別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給条件別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (2) 夜間蓄熱型機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値+ロによってえた値×0.1

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として3（契約容量）または(1)の契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

### 3 30分ごとに計量することができない計量器で計量する場合の特別措置

(1) 各時間帯別の使用電力量の計量は、電気供給条件附則3（30分ごとに計量することができない計量器で計量する場合の特別措置）(1)に準ずるものといたします。

なお、デイトイムの使用電力量について、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(2) 6（使用電力量の算定等）(2)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、ナイトイムに使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに電気供給条件附則3（30分ごとに計量することができない計量器で計量する場合の特別措置）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(3) 電気供給条件附則3（30分ごとに計量することができない計量器で計量する場合の特別措置）(3)イ(ロ)に準じて電力量料金を算定する場合で、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量は、料金計算上区分すべき期間における料金に変更のあった日の前後の日数に契約容量を乗じた値の比率によってあん分してえた値を、それぞれの期間の使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

#### 4 この需給契約条件の実施にともなう切替措置

この需給契約条件実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、電気供給条件19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

# 別 表

## 1 夜間蓄熱型機器

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、主としてナイトタイムに通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) (1)の「主としてナイトタイムに通電する機能」とは、次の場合を含みます。
  - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間をナイトタイムとすることができる装置を取り付けた場合
  - ロ 6（使用電力量の算定等）(2)の場合で、当社がナイトタイム以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

## 2 オフピーク蓄熱型電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる

場合は、当社に申し出ていただきます。

- (3) 当社は、オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

### 3 8時間通電機器

- (1) 8時間通電機器とは、夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。

イ 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（6〔使用電力量の算定等〕(2)ロの場合は通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

- (2) 8時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

### 4 8時間通電機器割引額の日割計算の基本算式

- (1) 8時間通電機器割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 電気供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (3) 供給停止期間中の8時間通電機器割引額については、(1)および(2)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、8時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数としたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数としたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものとしたします。）の属する月の日数としたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものとしたします。）の属する月の日数としたします。